

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和4年2月8日）

○議事日程

令和4年2月8日 午後2時 開議

- 第1 会期の決定
 第2 議案第1号 令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）
 第3 議案第2号 令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計予算
 第4 議案第3号 大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
 第5 議案第4号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
 第6 議案第5号 大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案
 第7 議案第6号 公平委員会委員の選任について
 第8 報告第1号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
 第9 報告第2号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
 第10 大阪広域環境施設組合設立によるごみ処理広域化の成果報告について
 第11 議員提出議案第1号 大阪広域環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則案
 第12 一般質問

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監4の第1号 例月出納検査結果報告の提出について

報告監4の第2号 令和3年度定期監査等結果報告の提出について

## ○出席議員 22人

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番  | 岡田 妥知 君  | 12番 | 山本 長助 君  |
| 2番  | 大内 啓治 君  | 13番 | 加藤 仁子 君  |
| 3番  | 出雲 輝英 君  | 14番 | 松崎 孔 君   |
| 4番  | 梅園 周 君   | 15番 | 井上 浩 君   |
| 5番  | 片山 一步 君  | 16番 | 畑中 一成 君  |
| 6番  | 佐々木 りえ 君 | 17番 | 榭井 政佐美 君 |
| 7番  | 伊藤 亜実 君  | 18番 | 谷沢 千賀子 君 |
| 8番  | 西 徳人 君   | 19番 | 中田 靖人 君  |
| 9番  | 小笹 正博 君  | 20番 | 平野 良子 君  |
| 10番 | 岸本 栄 君   | 21番 | 高島 賢 君   |
| 11番 | 永井 啓介 君  | 22番 | 水原 慶明 君  |

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|               |         |
|---------------|---------|
| 管 理 者         | 松 井 一 郎 |
| 副 管 理 者       | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長       | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長       | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長       | 金 子 正 利 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 池 田 嘉 孝 |

|           |   |   |   |
|-----------|---|---|---|
| 総務部経理課長   | 秦 | 武 | 人 |
| 施設部施設管理課長 | 吉 | 岡 | 慎 |
| 施設部建設企画課長 | 藤 | 井 | 良 |
| 西淀工場長     | 畑 | 森 | 俊 |
| 平野工場長     | 下 | 田 | 洋 |
| 東淀工場長     | 山 | 田 | 浩 |
| 鶴見工場長     | 雑 | 喉 | 礼 |
| 八尾工場長     | 浅 | 井 | 貴 |
| 舞洲工場長     | 梅 | 本 | 勝 |

## 開 会

令和4年2月8日午後2時開会

○議長（松崎孔君） ただいまの出席議員が定足数に達しております。

これより、大阪広域環境施設組合議会令和4年第1回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（松崎孔君） 直ちに会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、加藤仁子君、畑中一成君の御両君を指名いたします。

○議長（松崎孔君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（松崎孔君） これより議事に入ります。

○議長（松崎孔君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松崎孔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（松崎孔君） 日程第2、議案第1号、令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）ないし日程第6、議案第5号、大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君、答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それでは、まず、議案第1号、令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ3億2,213万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を197億7,622万6,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、まず、歳入におきましては、2ページ真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、5億5,445万2,000円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、2億3,231万4,000円の増額を計上してございまして、歳入合計といたしまして、3億2,213万8,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出につきましては、第2款総務費、第1項総務費につきましては、1,896万1,000円の減額を計上しております。

次に、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきましては、2億3,033万3,000円の減額を計上しております。

次に、第4款公債費、第1項公債費につきましては、7,284万4,000円の減額を計上してございまして、歳出合計といたしまして、歳入と同じく3億2,213万8,000円の減額となっております。

続きまして、補正予算の概略につきまして、次のペ

ージでございます令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、下段の表でございますとおり、回収金属売却収入及び発電収入の増による諸収入の増と歳出の削減などによりまして5億5,445万2,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページでございますように大阪市が5億1,758万3,000円、八尾市が880万4,000円、松原市が654万5,000円、守口市が2,152万円の減額となっております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、回収金属売却単価及び売電単価の増による回収金属売却収入及び発電収入の増によりまして、2億3,231万4,000円の増額となっております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、当初予定しておりました配置人数の減等により職員費の減及びシステムサービス利用料の減によりまして、1,896万1,000円の減額となっております。

続きまして、12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、退職予定人数の減等により職員費の減、住之江工場更新に係る環境影響調査項目の減により焼却処理費の減及び焼却残滓の陸上輸送量の減等により埋立処分費の減によりまして、2億3,033万3,000円の減額となっております。

続きまして、14ページ、15ページをごらんいただきたいと存じます。

第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、地方債の借入期間の変更等により利子償還金の減によりまして、7,284万4,000円の減となっております。

令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算

（第1号）に関する説明につきましては、以上でございます。

引き続きまして、議案第2号、令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を238億3,665万9,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。

具体的な内容につきましては、4ページの第2表債務負担行為をごらんいただきたいと存じます。

鶴見工場建替・運転委託事業につきましては、令和5年度から令和10年度までの建替工事と、令和11年度から令和30年度までの運転業務を、民間事業者に一括して長期的に委ねる方法で実施することとしており、令和4年度中に事業者を選定し、契約を締結する予定でございます。

そのため、債務負担行為を設定するものであり、期間は令和5年度から令和30年度まで、限度額は551億2,600万円でございます。

1ページに戻っていただきまして、次に、第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債いわゆる地方債でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの第3表組合債をごらんいただきたいと存じます。

4ページの第3表組合債でございますが、住之江工場更新事業といたしまして、限度額54億7,300万円を起債するものでございまして、利率5%以内、償還期限を据置期間も含めまして20年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻っていただきまして、次に、第4条でございますが、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、お手元の令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明

書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、128億5,374万円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、令和4年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出しており、その内訳につきましては、7ページでございますように大阪市が107億3,954万円、八尾市が9億3,650万9,000円、松原市が4億9,964万1,000円、守口市が6億7,805万円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、大阪広域環境施設組合財産条例に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、782万2,000円を計上しております。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新事業及び鶴見工場の事業者選定支援等にかかる国庫補助金収入といたしまして、26億7,486万3,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売払収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします金属廃材などの物品売払代金といたしまして、419万3,000円を計上しております。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入といたしまして、3万9,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、ごみの焼却余熱による蒸気や破碎施設において回収しております金属の売却収入等といたしまして、5,046万8,000円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図ることで歳入の確保に努め、26億9,272万8,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収として、7,980万6,000円を計上しております。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、冒頭、御説明いたしましたとおり、住之江工場の更新にかかる経費に組合債の充当を考慮しております、それに係る起債収入といたしまして、54億7,300万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。続きまして、歳出予算を御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、333万1,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけて記載しております、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、組合の総務管理に要する経費でございます、18ページでございますように5億9,371万6,000円を計上いたしております。

事業別といたしましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、2億9,984万9,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億9,386万7,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残滓の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費及び廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などでございます、22ページでございますように221億1,668万7,000円を計上しております。

事業別といたしましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場、破碎施設及び北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、37億2,778万9,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の

管理運営事務に要する経費といたしまして、323万9,000円を計上しております。

次に、説明3の焼却処理でございますが、まず、項目の1、焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、21億7,544万5,000円を計上しております。

25ページの項目の2、焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,294万円を計上しております。

項目の3、既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、45億6,506万3,000円を計上しております。

項目の4、工場施設建設でございますが、住之江工場更新事業費に加えまして、鶴見工場建替に向けた事業者選定支援業務などに要する経費といたしまして、97億9,364万3,000円を計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段でございますように、説明3の焼却処理といたしまして、165億4,709万1,000円を計上しております。

次に、25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目の1、破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,501万円を計上いたしております。

また、項目の2、既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、3億7,529万6,000円を計上しております。

次に、27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目の1、北港処分地でございますが、焼却工場が発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などといたしまして、3億3,659万1,000円を計上しております。

また、項目の2、大阪湾広域臨海環境整備センターでございますが、いわゆるフェニックスセンターにおい

て処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、8億8,874万5,000円を計上しております。

次に、項目の3、処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費にかかる経費などとしたしまして、2億1,696万6,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究といたしまして、焼却灰の有効利用に関する調査研究や廃棄物処理を行ううえで課題となるさまざまな事象に対し、その原因追究を図るとともに、対策を見出し、既設の焼却工場における改善及び新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費といたしまして、596万円を計上しております。

28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪市で発行いたしました焼却工場や砕砕施設の施設整備に係る整備事業費、北港処分地の設備改修に係る整備事業費の起債のうち、環境施設組合に引き継がれました財政融資資金借入金などの元利償還金と、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの元利償還金等につきまして、元金、利子合わせまして、11億1,292万5,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載しております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じてご提案いたしております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細といたしまして、令和3年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額等の状況等につきましては、令和3年10月1日現在における給与等の状況を記載しております。

次に、少しページがとびまして、48ページ、49ペー

ジをごらんください。

こちらは債務負担行為に関する調書でございます。

令和4年度以降にわたるものについての調書でございますが、新規提出分といたしまして、先ほど御説明いたしました鶴見工場建替・運転委託業務を、また、議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業を記載しております。

最後に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございまして、組合に引き継がれました財政融資資金借入金に加えまして、組合設立後に発行いたしました組合債や令和3年度及び令和4年度に組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの償還負担金につきまして、令和2年度末現在高、令和3年度末現在高見込額、令和4年度中の増減見込み及び令和4年度末の現在高見込額を記載しております。

令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

以上、議案第1号、令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第2号、令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

引き続きまして、議案第3号ないし議案第5号の3件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第3号は、人事配置の見直しに伴い職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、地方公務員法に基づき任命権者が管理者に報告する人事行政の運営状況については、フルタイムの会計年度任用職員の任用等の状況もその報告の対象に含まれるため、条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、保有特定個人情報の訂正を行った場合の通知先を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

議案第3号ないし議案第5号の御説明は以上でございます。

以上、予算案及び条例案について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎孔君） これより質疑を行います。

○議長（松崎孔君） 岡田妥知君の質疑を許します。

1 番岡田妥知君。

（1 番岡田妥知君、発言席へ）

○1 番（岡田妥知君） 大阪維新の会の岡田でございます。

ただ今、環境施設組合の令和4年度予算について、令和3年度と比較しますと、歳出総額がおよそ37億円の増ということでございます。

まず、その大きな要素をお尋ねしたいと思います。

また、鶴見工場建替・運転委託事業について、令和4年度中に事業者を選定・契約し、令和5年度から令和30年度を期間とする債務負担行為を設定するとのことですが、その詳細なスケジュールもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

秦総務部経理課長。

（総務部経理課長秦武人君、答弁席へ）

○総務部経理課長（秦武人君） お答えいたします。

令和4年度歳出総額が、令和3年度に比ばまして大きく増加しております主な理由といたしましては、住之江工場の更新が最終年度となり、令和5年3月末に竣工予定であり、更新事業費がこれまでの整備期間をとおして最高額の97億6,321万9,000円となることから、令和3年度と比ばまして約34億円の増額となることが挙げられます。

また、鶴見工場にかかる債務負担行為につきましては、令和5年度から令和10年度までの建替工事と、令和11年度から令和30年度までの運転業務を一括で実施する予定であり、その事業者を令和4年度に選定し、契約を締結する予定でございます。

そのため、先ほども御説明いたしましたとおり、令和5年度から令和30年度までの限度額551億2,600万円の債務負担行為を新規で設定するものでございます。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 1 番岡田妥知君。

○1 番（岡田妥知君） 住之江工場の建替は、組合設立後、初めての建替で、民間に運営を任せるのも初めてということでございます。

工事の最終年度である令和4年度は事業費も大きく膨らんでおります。

事故のないように最後まで工事を進めていただき、運営を行う事業者と滞ることなく十分な打合せをしていただき、令和5年4月からの本格稼働を迎えていただきたいと思っております。

鶴見工場の予算として債務負担行為を設定することについて、その限度額の内訳と令和4年度の予算、契約に向けたスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（松崎孔君） 藤井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

鶴見工場建替・運転委託事業の債務負担行為の限度額の内訳といたしましては、設計建設の費用として令和5年度から令和10年度までの490億8,700万円、運転委託の費用として令和11年度から令和30年度までの60億3,900万円としております。

令和4年度の予算といたしましては、事業者を選定するための支援業務委託費が2,864万円、土壌調査において実施する地歴調査費が135万6,000円、事務費等が42万8,000円でございます。

鶴見工場の契約に向けたスケジュールでございますが、2月には要求水準書の案を公表し、4月に入札公告を行い、11月に落札者の決定・仮契約を行い、令和5年2月議会において、契約案件として上程させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 1番岡田妥知君。

○1番（岡田妥知君） 令和4年度より、広域化の要でもある鶴見工場の建替えに入るといことで、大きな費用がかかっておりまして、鶴見工場の後は、西淀工場、八尾工場と建替えが進む予定であると聞いております。

今後も事業費の精査をしっかりとさせていただいて、財源の確保を行った上で、少しでも各構成市の負担が少なくなるよう努めていただくようお願いしたいと思います。

社会的インフラの整備や更新は必要であり、各構成市が協働して事業を行うことにより大きなメリットが生まれていることも事実でございます。

後ほど、理事者から報告があるかと思いますが、広域化により6年間で約171億円のコストの縮減効果があったと聞いております。

これはかなり大きな金額が6年間で生み出されているということであり、広域化がいかにか効率的でメリットがあるかということが事実として明らかになったと思います。

一方で、工場のある地域ではさまざまな環境負担がかかっていると私は考えております。

収集車両が通行することで、臭い、騒音の問題が発生し、地域への環境負担をかけているのも大きな事実でございます。

報告にありますように、ごみの割合に対する分担金を各構成市で出させていただいており、また分担金以外にもさまざまな協力、負担をいただいているのは事実でございますが、今後も広域化を進めていくに当たっては、工場のある地域に対して、環境対策を含め、わかりやすく数値化した公明正大な別途環境負担金のようなものを創設する必要があるのではないかと私は考えております。

ぜひ今後、環境に配慮したことも考えていただいて、事業を進めていただければと思います。

私の質疑は以上でございます。

○議長（松崎孔君） 次に、岸本栄君の質疑を許します。

10番岸本栄君。

（10番岸本栄君、発言席へ）

○10番（岸本栄君） 公明党の岸本でございます。

私からは、環境施設組合におけるSDGsへの取り組みについてお伺いいたします。

2015年の国連で採択された国際目標である「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsについては、大阪市をはじめ各構成市においても積極的に取り組んでいるところでございます。

先日、大阪市から公表されました「大阪市環境白書」の中でも、環境基本計画のめざすものとして「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「低炭素社会の構築」・「循環型社会の形成」・「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって「SDGs達成に貢献する環境先進都市をめざします」と記述されているところでございます。

こうした中にありまして、環境施設組合においてもSDGsの推進に向けた取り組みは不可欠のものになっているのではないかと考えます。

そこで、先ほど理事者から令和4年度の予算の内容について説明いただきましたけれども、環境施設組合としてSDGsに向けてどのような取り組みを行っているのか、また、令和4年度予算において、それらがどのように反映されているのかお伺いいたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

吉岡施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長吉岡慎二君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

かねてより環境施設組合の焼却工場では、平成8年に環境マネジメントシステム、いわゆるISO14001が制定された後、地球環境の負荷低減という考え方のもと、平成13年3月に西淀工場から順次認証取得を進め、平成17年度には、すべての工場を統合化し、現在もその運用に取り組んでおります。

ISO14001の基本理念においては、廃棄物を適正に処理することにより循環型社会の構築に寄与し、環境に配慮した事業の推進に努めることとしております。

また、すべての地域住民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代に継承するために、地域住民や事業者の自主的な環境に配慮した取り組みの促進に助力するとされています。

これらISO14001の基本理念に基づく取り組みはSDGsの取り組みとも合致しております。

例えば、SDGsの11番目の「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及び12番目の「持続可能な生産消費形態を確保する」といった目標がございますが、これは、ISO14001での焼却工場の安全で安定した操業により、ごみを適正に処理することで地域の衛生的で快適な生活環境の維持・向上への取り組みと合致するものでございます。

さらに、環境負荷の低減や省エネルギー・省資源・資源回収により、循環型社会の形成に努めております。

また、7番目の「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」という目標がございますが、これはごみ焼却により発生する熱エネルギーを有効活用し、廃棄物発電による再生可能エネルギーの促進への取り組みが合致するものでございます。

これらの取り組みにつきましては、特に令和4年度予算の第3款廃棄物処理費の中で、ごみ焼却工場の維持管理経費及び新工場の建設経費において反映されております。

環境施設組合といたしましても、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざす取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） ありがとうございます。

SDGsの取り組みとしまして、焼却工場の維持管理及び新工場の建設経費に反映されているということでございました。

なかでも、新工場の建設経費に関して、令和4年度の予算においても大きなウエイトを占めており、現在建設を進めている住之江工場につきましては、来年度で工事が竣工するということであり、続いて鶴見工場の建設にも着手されるということでございます。

こうした、新しい焼却工場の建設にあたりましても、SDGsへの取り組みが反映されていると思いますが、具体的にはどのように反映されているのか教えていただければと思います。

○議長（松崎孔君） 藤井建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたしません。

住之江工場の更新や鶴見工場の建替えにおけるSDGsへの取り組みといたしましては、まず、7番目の「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」という目標における「2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」というターゲットに合致する取り組みとして、高効率な廃棄物発電を行うことや、太陽光発電設備を設置するなどにより再生可能エネルギーを創出します。

また、同目標における「2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる」というターゲットに合致する取り組みとして、新しい工場では高効率機器を採用するなど、省エネルギー対策に取り組むこととしております。

次に、11番目の「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」という目標の「2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する」というターゲットに基づく環境への配慮として、全国的に見ても最高水準にある公害防止管理値を設定することにより、周辺地域への環境影響を低減することを計画しています。

また、同目標の「2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さをめざす総

合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う」というターゲットに合致する取り組みとして、施設や設備の耐震化、損壊防止、浸水対策等を具備した施設整備により施設の強靱化を図り、「大阪広域環境施設組合 業務継続計画」に基づき、災害発生後速やかに非常時優先業務を実施できるよう施設整備を図ります。

さらに、12番目の「持続可能な生産消費形態を確保する」という目標の「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」というターゲットに合致する取り組みとして、環境学習施設では、ごみ処理に関する仕組みに加えて、環境全般やごみ処理の歴史などをテーマにするとともに、ごみ分別を徹底する市民意識を醸成し、プラスチックやペットボトルなどの質の高いリユース・リサイクルを推進します。

以上のように、住之江工場、鶴見工場の建設におきましても、さまざまな形でSDGsの目標に向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） ここまでSDGsへの取り組みにつきまして、環境施設組合及び焼却工場の建設における取り組みについてお伺いさせていただきました。

さまざまな形で取り組んでいただいていると思えますけれども、ただ、これら取り組みに関する市民の皆様からの理解についてはあまり進んでいないように思うわけでございます。

そこで、環境施設組合としまして、もっと積極的にアピールするべきではないかと考えます。

例えば、組合が作成しているパンフレット類や焼却工場の入口に、取り組んでいる目標に関するシンボルを入れるなど、さまざま考えられると思いますが、こうした取り組みを進めることについては、どのように考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（松崎孔君） 池田総務部総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

環境施設組合の実施しているSDGsの取り組みにつきまして、市民の皆様幅広くアピールする必要性につ

きましては私どもも認識しておりますが、現状としては、十分とはいえない状態であると考えております。

今後、当組合におけるSDGsの取り組みを意識していただけるようパンフレットやホームページなど、さまざまな広報媒体にSDGsの目標に関するシンボルを入れることをはじめ、さまざまな啓発機会をとらまえて市民の皆様へアピールできるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） ありがとうございます。

今やSDGsの取り組みというのは、国や自治体だけではなくて民間企業の活動においても意識して取り組まれているところでございます。

大阪市だけではなく、広域化を進めている環境施設組合におきましては、事業が影響を及ぼす範囲もそれだけ大きくなっていますので、こうした取り組みについても、より意識して、積極的に取り組んでいくべきであると考えます。

加えて、大阪は2025年には万博の開催も控えておりまして、国際的な注目も集まってきております。

そうした都市部に建設する焼却工場としては、国際的な取り組みであるSDGsを意識して、他の国の方々にも誇れるような施設づくりをしていただきたいと思えます。

今回、環境施設組合及び焼却工場建設におけるSDGsへの取り組みの現状についてお伺いをいたしました。SDGsは17の目標からなる幅の広い取り組みでございます。

現状の取り組みに満足することなく、さらに取り組みを広げていただいて、環境先進都市にふさわしい組合のあり方を模索していただきたいと思えますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（松崎孔君） 次に、山本長助君の質疑を許します。

12番山本長助君。

（12番山本長助君、発言席へ）

○12番（山本長助君） 自由民主党・市民クラブの山本でございます。

私からも質疑をさせていただきたいと思えます。

年々、深刻さを増す地球温暖化の問題から、国の方

では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルをめざす宣言をしております。

大阪市においても、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンおおさか」をめざす姿に掲げ、大阪の成長につながる脱炭素社会の実現をめざすこととしております。

そして、先ほどもありましたが、万博の開催に向け、主催都市として環境への取り組みも注目されているところだと思っております。

このたび、鶴見工場の建替えに向けて、今月には要求水準書案の公表を行うと聞いておりますが、環境への配慮、特に脱炭素化に特化した取り組みについて、どのようなものがあるかお聞かせください。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

藤井建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

鶴見工場の建替えにあたりまして、環境配慮につきましては、公害防止計画として、全国的に見ても最高水準にある公害防止管理値を設定することにより、周辺地域への環境影響を低減することを計画しています。

余熱利用計画につきましては、ボイラーを既設工場より高温高压化して6MPa 450℃を基本とすることをはじめ、効率を上げるために低温エコノマイザや低空気比燃焼、低温触媒脱硝、圧力波式ストブロー等の技術を採用し、より高効率の発電をめざし、循環型社会形成推進交付金の交付要件であるエネルギー回収率24%以上をめざします。

さらに、太陽光発電設備の設置、高効率な電気機器の採用など、創蓄省エネルギー対策に取り組むことで、現在の鶴見工場に比べて工場の操業に必要な電力を10%程度低減することを目標としております。

発電量を増やすことと工場内で使用する電力を減らすことにより、最大限、外部へ売電しCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めたいと考えております。

また、見学者設備では3つのテーマを設けており、その1つとして、「焼却余熱を活用してエネルギーをつくっており、地球温暖化対策に貢献していること」としてしております。

焼却工場には多くの見学の方がお越しになりますの

で、脱炭素化について学習していただくような展示施設を検討していくなど、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に資する施設としてまいります。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 12番山本長助君。

○12番（山本長助君） ありがとうございます。

新しい鶴見工場では、ボイラーの高温高压化を進め、既存の工場よりも多く発電するということや、工場内で使用する電力の削減を掲げているなどを考慮すると、一定、カーボンニュートラルに配慮した工場をめざすと言えます。

鶴見工場は、もう仕様がほぼ固まっていると聞いておりますが、技術的な取り組みや研究を続けて、組合では常に全国でも最先端の施設を作っていただきたいと思います。

また、新しい鶴見工場では、売電の量も増えるということでございます。

組合の予算は各構成市からの分担金と売電による電力収入を主な財源としております。

聞くとところによりまして、売電の単価が高く設定されているFIT制度について、既に舞洲工場が適用外となっているなど、ますます歳入の確保が重要になってきていると思っております。

仮に売電収入がなくなったとしたら、各構成市の分担金で賄わなくてはならない状況になります。

今後、工場の建替えは途切れなく続いていきますので、今でも売電の入札を行うなど努力をしているとは聞いておりますが、引き続き、歳入の確保に向け、国の動向などを注視しながら工夫を続けていただきたいと思います。

以上、私の質疑でございます。

○議長（松崎孔君） 次に、井上浩君の質疑を許します。15番井上浩君。

（15番井上浩君、発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

まず、議案第3号、大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案についてお尋ねいたします。

職員数が486人から484人と2人減となっておりますが、その内訳を教えてください。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

池田総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

令和4年度の職員定数につきましては、令和3年度末の定年退職等によりまして15人の減少となる一方で、新たに再任用等で13人増加いたしますので、これらを差し引きした結果、令和3年度と比較して2人の減となっております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 私は、議会のたびに、退職不補充ということで職員を減らし続けていることを問題にしております。

現場では、ぎりぎりの体制・状態が依然と続いており、災害時や緊急時など、不測の事態にしっかり対応できるのかという点を特に指摘してきたところであります。

長引くコロナ禍にあっても、市民生活を支えるためになくしてはならない職務に当たっている職員を簡単に減らし続けてよいとは思いません。

そのような状況の中、遅きに失した感がございますが、令和3年9月の決算議会でごみ焼却工場の運転業務等に従事する技能職員の新規採用を実施する方針を環境施設組合の運営協議会で承認されたとの報告がございました。

私は、ごみ焼却工場の運営・維持管理は、技術の継承や技術水準の確保が非常に重要であること、また、ごみ処理事業は、市民生活になくしてはならないものであり、その基盤を揺るがすような職員の削減ありきの方針は戒めるべきであると繰り返し意見を述べさせていただいております。

このたびの令和4年度の予算には、運転業務等に従事する技能職員の新規採用を令和5年度から実施するための予算が計上されておりますが、これまで培った技術力を継承し、安全で安定したごみ処理を担う職員の育成にぜひ、努めていただきたいと思います。

○議長（松崎孔君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 次に、議案第2号の令和4年度一般会計予算に関連いたしまして、住之江工場更新・運営事業についてお伺いいたします。

DBO方式で進められている更新工事も最終年度であります。その事業費の内訳とスケジュールについて、御説明をお願いします。

○議長（松崎孔君） 藤井建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたしま

す。

住之江工場更新工事につきましては、本年度から本格的にプラント設備の現地据付工事を進めており、引き続き、令和4年度もプラント設備の現地工事や建物の仕上げ補修や外構工事を実施するとともに、9月頃に工場稼働用の電力を受電し、10月からは各機器の運転調整を始め、ごみの搬入、焼却炉の試運転と令和4年度末竣工をめざして工事を進めてまいります。

令和4年度の事業費といたしましては、97億6,321万9,000円、令和3年度と比べ約34億円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 住之江工場のDBO方式に関しては、議会のたびに異議を唱えてまいりました。

今回、鶴見工場の運転についても民間委託化するということですが、繰り返し申し上げておりますように、公共の役割と責任の後退という点で、大変問題であると認識しております。

特に公共の役割というのはコロナ禍のもとで一層浮き彫りになっていると認識しております。

市民生活に直接影響する事業でありますから、公共が責任をもって行うべきであり、コスト削減を優先して、何でも民間に委ねるべきではありません。

公共がすべきことは公共が行う。そうしてこそ市民の声も届きやすく、住民サービスが行き届き、安心安全が守られるのではないのでしょうか。

住之江工場更新事業及び鶴見工場建替事業の予算に関連して、議案第2号と先ほどの人員の見直し、削減に関連する議案第3号には同意しかねる旨申し上げて、質疑を終わります。

○議長（松崎孔君） これをもって、質疑を終結します。

○議長（松崎孔君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号、議案第4号及び議案第5号について、採決いたします。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。議案第1号、議案第4号及び議案第5号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松崎孔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第4号及び議案第5号は、原案どおり可決されました。

○議長（松崎孔君） 次に、議案第2号及び議案第3号について、起立により採決いたします。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。議案第2号及び議案第3号について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松崎孔君） 多数であります。よって、議案第2号及び議案第3号について、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第7、議案第6号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君、答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

公平委員会委員1名の任期が来る令和4年3月31日をもって満了いたしますので、その後任につきまして慎重に選考を進めました結果、大阪広域環境施設組合の公平委員会委員として吉田之計氏を新たに選任したいと存じます。

吉田氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございまして、人格・識見ともに優れ、本組合の公平委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎孔君） これより採決に入ります。

議案第6号について、採決いたします。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。議案第6号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松崎孔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は同意することに決しました。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第8、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について及び日程第9、報告第2号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告についてを一括として議題といたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君、答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 報告第1号及び報告第2号について、その概要を御説明申し上げます。

本件は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、また一般職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要が生じましたが、急施を要しましたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日付けで管理者において専決処分による条例改正を行いましたので、同条第3項の規定によりまして御報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎孔君） これより採決に入ります。

報告第1号及び報告第2号について、起立により採決いたします。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。報告第1号及び報告第2号について、いずれも承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松崎孔君） 多数であります。よって、報告第1号及び報告第2号についてはいずれも承認すべきものと決しました。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第10、大阪広域環境施設組合設立によるごみ処理広域化の成果報告についてを議題といたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君、答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それでは、大阪広域環境施設組合設立によるごみ処理広域化の成果報告について御説明申し上げます。

本組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、最終処分地に関する事務並びにこれらに付帯する一切の事務の共同処理を行うことを目的とし、平成26年11月に大阪市、八尾市、松原市の3市により設立され、現在は守口市を加えた4市での共同処理を実施しております。

本組合を設立し、複数の構成市を一つの組織とすることで、より明確なガバナンスの下、各構成市がごみ処理焼却に要する費用をごみ処理量に応じて負担するなど、それぞれがごみ処理責任と負担を公平に負い、長期的・安定的な処理体制を構築することができました。

今回、設立後6年を経た現時点において、体制構築

後の運営段階での目標としておりました、事業環境に応じた柔軟かつ効果的・効率的な運営についての達成状況を検証いたしました。

検証方法といたしましては、各構成市が単独で処理していたと想定した場合と現状を比較することによるものといたしました。

検証の結果、効果が認められました内容については次のとおりでございます。

まず、環境面についてでございますが、焼却工場ではごみ発電を行うことで二酸化炭素排出量の削減に寄与しております。

各構成市が各々で小規模な焼却工場を運営するよりも、広域化による焼却工場の集約化を行うことで、高効率な発電を行い、効率的なエネルギー利用を行うことができました。

また、費用面におきましても、各構成市が単独処理すると仮定いたしました試算した費用に比べまして、実際に要した費用は6年間でおよそ171億円低くなる結果となりました。

以上、大阪広域環境施設組合設立によるごみ処理広域化の成果報告について御説明申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第11、議員提出議案第1号、大阪広域環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

○議長（松崎孔君） これより採決に入ります。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。議員提出議案第1号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松崎孔君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第12、一般質問を行います。

○議長（松崎孔君） 山本長助君の質問を許します。

12番山本長助君。

（12番山本長助君、発言席へ）

○12番（山本長助君） 自由民主党・市民クラブ山本でございます。

私から新型コロナウイルス感染症対策について確認させていただきたいと思ひます。

現在、大阪府内の新規感染者数が過去の波を上回る

速度で急拡大しており、1月27日には、大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示され、大阪府からもまん延防止等重点措置に基づく要請がなされております。

このような状況の中、大阪市環境局では、1月28日の報道でもあったように、ごみの収集輸送に携わる職員が、1400人中、感染者や濃厚接触者となり自宅待機となっている職員が100人を超える事態となっており、ごみ収集の拠点となっている環境事業センターの1か所で通常のシフトが組めなくなり、他のセンター等から応援をいただいて、何とか業務を維持していると聞いております。

今後も自宅待機者が増え続けると、ごみ収集輸送に支障を来し、ごみ処理という市民サービスに影響が出かねないのではないかと危惧しております。

ごみの焼却処理処分を担っている環境施設組合においても同様に、職員にコロナ感染者が急拡大し、市民の安定的な生活を支える重要な責務であるごみ処理が滞ることのないようにしていただかなければならないと思っております。

そこで質問させていただきます。

現在の環境施設組合における職員の感染状況及び環境施設組合としてどのような対策を講じておられるのかをお聞きかせください。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

池田総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

環境施設組合の感染状況につきましては、昨日の令和4年2月7日時点で感染者は3名、また、濃厚接触者は7名となっております。

環境施設組合職員の感染対策としましては、マスク着用、手洗いやうがいの徹底、職員自身の健康管理の徹底、こまめな換気、手指消毒の実施や消毒液による必要箇所の消毒、業務実施場所の分散化、ウェブ会議の推進などの対策を講じております。

また、通勤時及び休憩時間における人と人との接触機会を減少させる観点を踏まえ、時差勤務制度等の取り組みや通勤手段を公共機関から自転車などに変更することを認めるなどの対策も講じているところで。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 12番山本長助君。

○12番（山本長助君） 組合全体としての取り組みについてはわかりました。

次に、特にごみ焼却工場での対策についてお聞きします。

ごみ処理は、市民生活を維持するために必要不可欠なインフラであり、業務を安定的に継続することが求められます。

職員が多数欠勤となつてごみ焼却工場が運転できないようなことが生じれば、ごみの収集輸送ができなくなり、市民サービスの低下に直結する事態になると思います。

そのため、そのような事態が起こらないように、特に焼却工場ではどのような対策を講じておられるのか、説明をお願いします。

○議長（松崎孔君） 梅本施設部舞洲工場長。

（施設部舞洲工場長梅本勝美君、答弁席へ）

○施設部舞洲工場長（梅本勝美君） お答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においても、廃棄物処理は国民の安定的な生活の確保及び国民が生活を送るために不可欠なサービスを提供する事業と位置づけられ、緊急事態宣言時においても事業を継続的にを行うことを要請されております。

ごみの焼却処分は、市民生活に不可欠な社会基盤として大変重要な事業であると認識しており、これまでも職員一丸となつて、その使命を果たすべく日々業務に当たっております。

工場では、「焼却工場における新型コロナウイルス感染症に関する対応要領及び対応記録票」を策定し、先ほどの環境施設組合での感染対策に加えまして、市民対応場所となる共用スペースの定期的な消毒作業の実施、アルコール消毒液や非接触型体温計の設置、アクリル板などによる仕切りの設置等の対策を講じております。

また、仮に運転要員が罹患したといたしましても、工場の運転を継続して実施できるよう計画を立てており

ます。

まず、運転班に欠員が生じれば、工場内において、すぐに他の業務に従事している職員を加えて運転班を再編成し、運転業務を継続できるように準備いたしております。

さらに、多数出勤できない場合を想定して、定期的な人事異動により複数の工場を経験している職員が多数在籍していることから、それぞれの工場経験者をリストアップし、いざというときには工場間での相互応援により、運転要員を確保する準備もしております。

いずれにいたしましても、職員一人一人が本事業の重要性を認識し、強い使命感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 12番山本長助君。

○12番（山本長助君） ありがとうございます。

強い使命感をもって、さまざま工夫をされて現在取り組んでおられるということでございます。

ごみ焼却工場に勤務されている職員はエッセンシャルワーカーとして、市民生活に支障をきたさないように強い責任感を持って業務に従事されておられます。

新型コロナウイルスの感染拡大は依然として終息の兆しが見えませんが、感染対策をしっかりとっていただき、安定的なごみ処理体制の維持に努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

閉 議

○議長（松崎孔君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（松崎孔君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後3時10分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

松 崎 孔

大阪広域環境施設組合議会議員

加 藤 仁 子

大阪広域環境施設組合議会議員

畑 中 一 成

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和4年2月8日）（終）